

秋田県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十八号

秋田県獣医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県獣医学生修学資金貸与条例施行規則（平成二十二年秋田県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の表中「十二万円」を「十八万円」に改める。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第二号中「二分の三」の下に「（前条に規定する場合に該当する場合にあつては、三分の五）」を加え、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（条例第八条第一項第一号の規則で定める場合）

第十六条 条例第八条第一項第一号の規則で定める場合は、被貸与者が私立学校法第三条に規定する学校法人の設置する大学に在学中に修学資金の貸与を受けた場合とする。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に秋田県獣医学生修学資金貸与条例（平成二十二年秋田県条例第十三号）第三条第一項の規定により修学資金の貸与を受けた者に対するこの規則による改正後の秋田県獣医学生修学資金貸与条例施行規則第七号第二号の規定の適用については、同号中「三分の五」とあるのは「秋田県獣医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十年秋田県規則第十八号）の施行の日前の修学資金の貸与を受けた期間の二分の三及び同日以後の修学資金の貸与を受けた期間の三分の五の合計」とする。